

# 参 考 資 料

- 参考資料 1 開催要綱
- 参考資料 2 検討経緯
- 参考資料 3 テレビ国際放送充実  
強化の経緯等
- 参考資料 4 関連資料

# NHK海外情報発信強化に関する検討会

## 開催要綱

### 1 目的

日本のプレゼンスを高め、その魅力や考え方を広めて日本を好きになってもらう観点から、外国人向けテレビ国際放送（NHKワールドTV）の一層の充実強化を図るための実施体制、財源等について検討を行う。

### 2 名称

本検討会は、「NHK海外情報発信強化に関する検討会」と称する。

### 3 主な検討事項

- (1) 外国人向けテレビ国際放送の強化
  - ① 外国人向けテレビ国際放送の実施体制
  - ② 外国人向けテレビ国際放送の財源と組織
- (2) NHKの国内コンテンツの海外展開の促進 等

### 4 構成及び運営

- (1) 本検討会は、総務大臣の検討会として開催する。
- (2) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会議を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 5 開催期間

本検討会は、平成26年8月から開催し、来春に取りまとめを行う予定とする。

### 6 その他

本検討会の庶務は、情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室、放送政策課及び情報通信作品振興課において行う。

## NHK海外情報発信強化に関する検討会 構成員名簿

(敬称略、座長を除き 50 音順)

(座長)	たがやかずてる 多賀谷一照	獨協大学法学部教授
	あおやま しげはる 青山 繁晴	株式会社独立総合研究所代表取締役社長
	おか もとゆき 岡 素之	住友商事株式会社相談役
	さかむら けん 坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
	さくらい 櫻井よしこ	ジャーナリスト
	しま のぶひこ 鳶 信彦	ジャーナリスト
	たかしま たつよし 高嶋 達佳	株式会社電通会長
	たかしま はつひさ 高島 肇久	一般社団法人 東京倶楽部理事長
	のがみ よしじ 野上 義二	公益財団法人 日本国際問題研究所理事長
	はら まりこ 原 麻里子	アナウンサー  慶應義塾大学法学部非常勤講師
	ひらさわ はじめ 平澤 創	株式会社フェイス代表取締役社長  日本コロムビア株式会社取締役会長
	マリ クリティーヌ	異文化コミュニケーター
	みずこし ゆたか 水越 豊	ボストン コンサルティング グループ 日本代表
	やまもと りゅうじ 山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

## 検討経緯

### 【第1回】平成26年8月29日（金）

- ・国際放送の現状、放送コンテンツの海外展開（事務局より説明）
- ・NHKの国際放送について（NHKより説明）

### 【第2回】平成26年10月14日（火）

- ・ネット時代に向けた国際放送の在り方（坂村構成員プレゼン）
- ・「ニッチ・チャンネル」：ターゲットをどう戦略的に絞り込むか？  
（水越構成員プレゼン）
- ・日本からもっと世界に情報発信を！  
（フォーリン・プレスセンター理事長 赤阪清隆氏プレゼン）

### 【第3回】平成26年10月28日（火）

- ・英・仏・中3か国のテレビ国際放送（NHK放送文化研究所プレゼン）

### 【第4回】平成26年11月17日（月）

- ・NHKの国際放送実施体制について（NHKより説明）
- ・株式会社日本国際放送（JIB）について（NHKより説明）

### 【第5回】平成26年12月12日（金）

- ・放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）について  
（岡構成員プレゼン）
- ・放送コンテンツの海外展開（事務局より補足説明）
- ・BBCワールドサービスとワールドニュース（原構成員プレゼン）

### 【第6回】平成26年12月25日（木）

- ・中間取りまとめ（骨子案）について

### 【第7回】平成27年1月20日（火）

- ・中間報告（案）について

テレビ国際放送充実強化の経緯等

# テレビ国際放送充実強化の経緯等

## 1 テレビ国際放送の充実・強化の経緯

平成21年2月、NHKワールドTVは、24時間英語による外国人向けテレビ国際放送として再編され、現在では、約150の国・地域、約2億8000万世帯で視聴可能となっている。

また、NHKワールドTVは、国内外でのインターネットによるライブストリーミングによる視聴、国内ではケーブルテレビ等を通じた視聴も可能となっている。

なお、これまでの外国人向けテレビ国際放送の充実・強化に向けた検討や取組の背景は、次のとおりである。

### (1) 平成6年放送法改正（平成6年12月施行）

我が国の国際放送は、従来、NHKの短波ラジオにより実施してきたが、衛星技術の発達により映像による海外発信が可能となり、また、映像の海外発信の強化の要請に応えるため、平成3年から、NHKは、テレビジャパン事業として、北米、欧州のNHKの関連会社である現地法人に対しNHKの番組を提供し、これらの現地法人が、現地の外国衛星を利用してNHKの番組を直接放送又はケーブルテレビを通じて放送してきた。このような中、NHKによる本格的な映像海外発信を行うため、平成6年の放送法改正によって、NHKが他人に委託して人工衛星により外国に向けて行う放送を制度化し、NHKの必須業務として位置付けた。これに基づき、NHKでは、平成7年4月から北米、欧州地域でテレビ国際放送を開始し、平成10年4月にアジア・太平洋地域に拡大、同年10月にはほぼ全世界をカバーした。

### (2) 平成19年放送法改正（平成20年4月施行）

平成18年1月以降、総務省の「通信・放送の在り方に関する懇談会」や自民党電気通信調査会において国際放送の強化の議論がなされ、これらの議論を踏まえて、政府与党として方針がまとめられた。さらに、情報通信審議会のもとに設置された「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」において提言がなされ、平成19年に、我が国の国際向け情報発信の強化を図るため、次の内容とする放送法改正が行われた。

- ・ これまで英語・日本語一体として行ってきたテレビ国際放送を「外国人向け」と「邦人向け」に区分
- ・ 外国人向けのテレビ国際放送について、送信及び番組制作を委託する子会社（株式会社日本国際放送（JIB））をNHKが保有

### (3) NHK「外国人向けテレビ国際放送」の強化に関する諮問委員会

NHK経営委員会からの諮問を受けた「外国人向けテレビ国際放送」の強化に関する諮問委員会では、平成25年5月、「これからの外国人向けテレビ国際放送の在り方について」を取りまとめ、同取りまとめに基づき経営委員会からNHK執行部に対し、次のとおり改革の方向性を提言した。

#### ア 放送サービス及びインターネットサービスの充実

海外視聴者の視点での放送内容の充実等に努めるとともに、インターネットによる外国人向けサービスの一層の充実を図る。

#### イ プロモーション活動の強化

海外視聴者獲得に向けて、海外での認知度向上のためのプロモーション活動を強化するとともに、国内の視聴者・国民への説明責任を果たすために国内における理解促進活動にも取り組む。

#### ウ 実施体制

従来 of 枠組みにとらわれることなく、国際放送の事業運営と業務体制を見直し、経営資源配分の最適化を図る。グループ経営の視点で、J I B の経営・業務体制についても抜本的に見直す。

### (4) 平成26年放送法改正

平成19年放送法改正の附則において施行5年後に検討することが求められていたことを受け、また、その後の国際放送をめぐる環境変化を踏まえ、総務省の「放送政策に関する調査研究会」において、J I B の今後の在り方を含めて、協会国際衛星放送制度に係る制度について提言がなされ、平成26年に、次の内容とする放送法改正が行われた。

- ・ 外国人向けテレビ国際放送の放送番組の国内提供業務の恒常化  
外国人向けテレビ国際放送の放送番組を国内放送事業者へ提供することを協会の任意業務の1つとして追加する。
- ・ 協会国際衛星放送の実情に即して、当該放送の休止・廃止に係る手続きの簡素化及びその他手続の整備

## 2 テレビ国際放送の一層の充実・強化の要請の高まり

諸外国において様々な情報発信が積極的に行われ、また 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定などを受けて、我が国の魅力や考え方を世界へ情報発信することの重要性が一層高まっている。

以上のとおり、数次にわたる放送法改正やNHKにおける検討・取組などにより、NHKのテレビ国際放送の充実強化が図られてきているところであるが、中間報告(Ⅱ1(1)④)のとおりに、諸外国の主要なテレビ国際放送に比較して、なお認知度等も低い状況にあり、近年の国内外情勢を踏まえると、その一層の充実強化の必要性が高まっている。

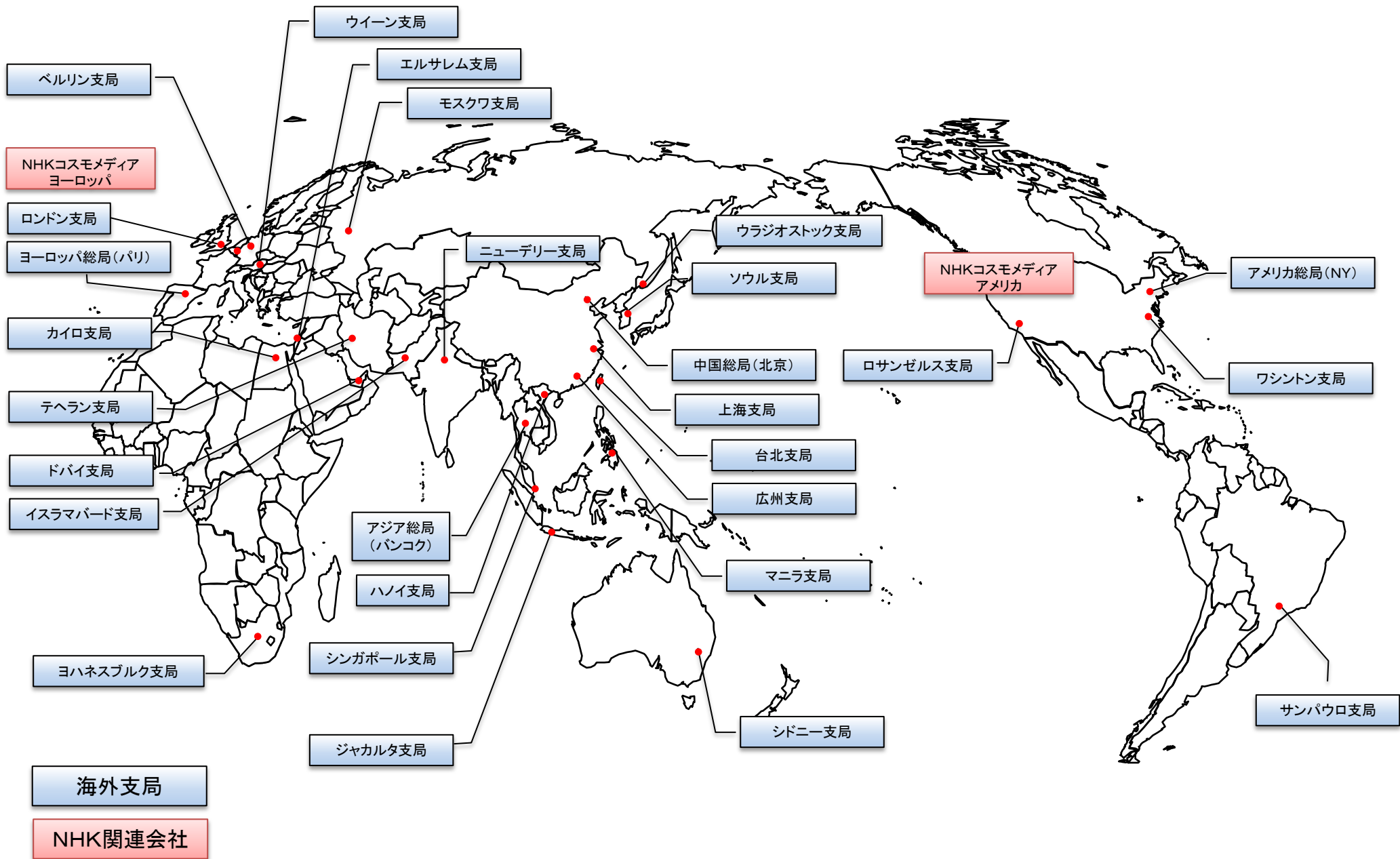
「NHK海外情報発信強化に関する  
検討会」関連資料



# NHKの組織体制



# NHKの海外拠点



### 職員

#### <採用・異動>

- ・記者・ディレクター・アナウンサー等、NHK職員として採用
- ・本部部局や全国の地域放送局で各職種の業務に従事後、国際放送局への異動は本人の希望や語学力等適性を考慮して実施

#### <育成>

- ・「ライティングセミナー」やリポート指導、英語リポート研修を実施

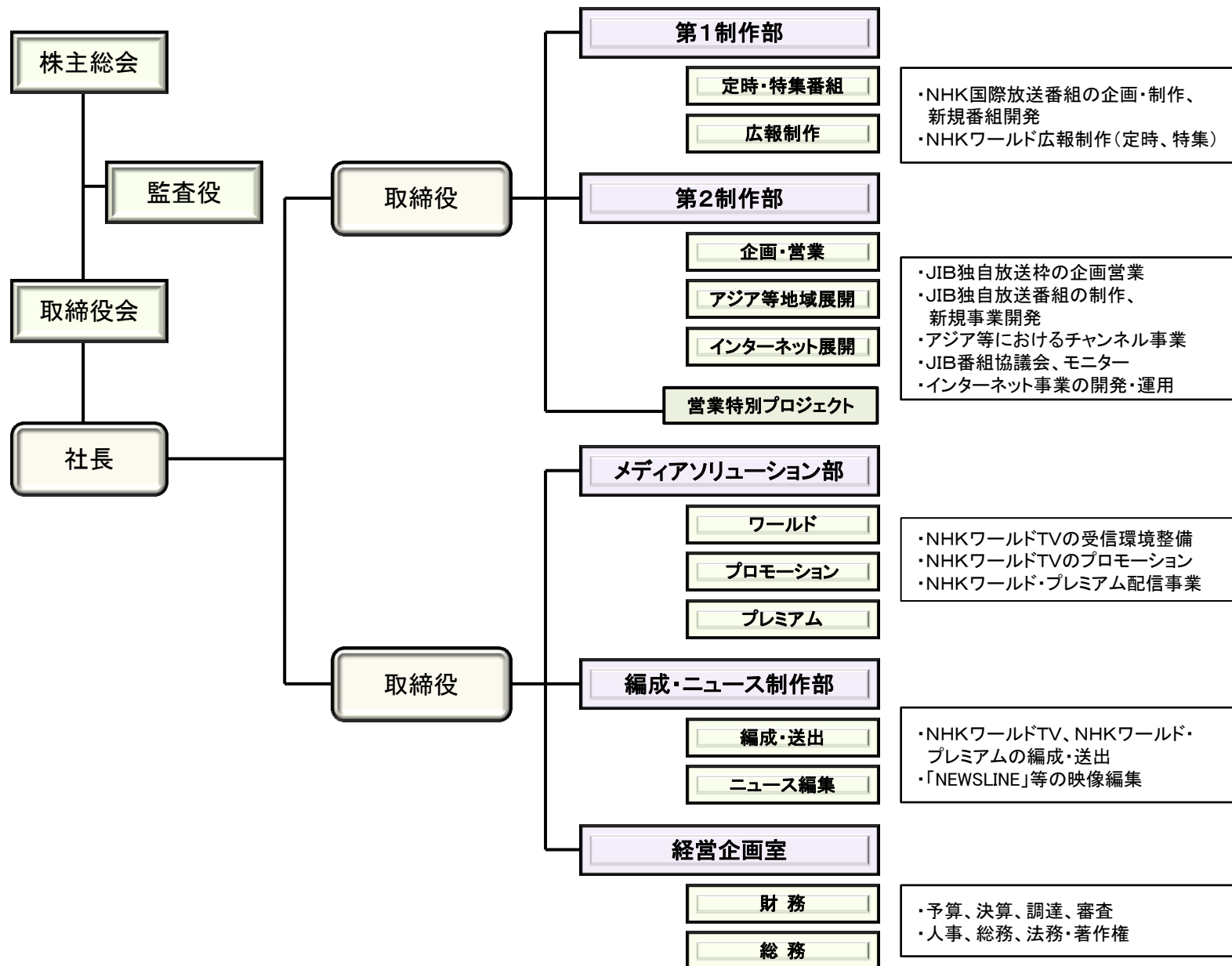
### 外部スタッフ

- ・出演者・・・外部プロダクションやフリーランスの人材を確保
- ・ディレクターやアドバイザー・・・業務委託契約に基づき従事

### 海外総支局

- ・もともと英語、現地語が堪能なスタッフを雇用
- ・バンコク、北京にはNHKワールドTVのために独自に取材・リサーチを行うスタッフを配置

# JIBの組織体制(平成26年10月1日現在)



# NHKの国際放送の概要

## テレビ国際放送

### 「NHKワールドTV」(外国人向け)

- 日本やアジア、世界の最新情報と多彩な番組を、1日24時間世界に向けて英語で放送
  - ※ 衛星やケーブルテレビを通じて約150の国・地域で視聴可能
- 平成26年度NHK予算額：150.7億円※
  - (うち、要請放送交付金：約24.9億円)
  - ※ NHKワールドプレミアム分を含む
- 平成25年度補正予算額：5億円
  - プロモーション活動や放送番組の充実・強化

- (番組例)
- ・NEWSLINE  
毎日生放送されているニュース番組  
※内容は毎正時更新
  - ・ASIA BIZ FORECAST  
アジア経済のダイナミックな動きを世界に向けて発信する経済番組
  - ・J-MELO  
いま、日本でいきいきと輝いている音楽の数々を紹介する番組

### 「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

- 在留邦人向けの日本語放送
- NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

- (番組例)
- ・NHKニュース7
  - ・のど自慢
  - ・大相撲中継 ※
  - ・大河ドラマ(軍師官兵衛) ※
  - ・連続テレビ小説(花子とアン) ※
  - ・おかあさんといっしょ ※
- ※は、有料番組(スクランブル)

## ラジオ国際放送

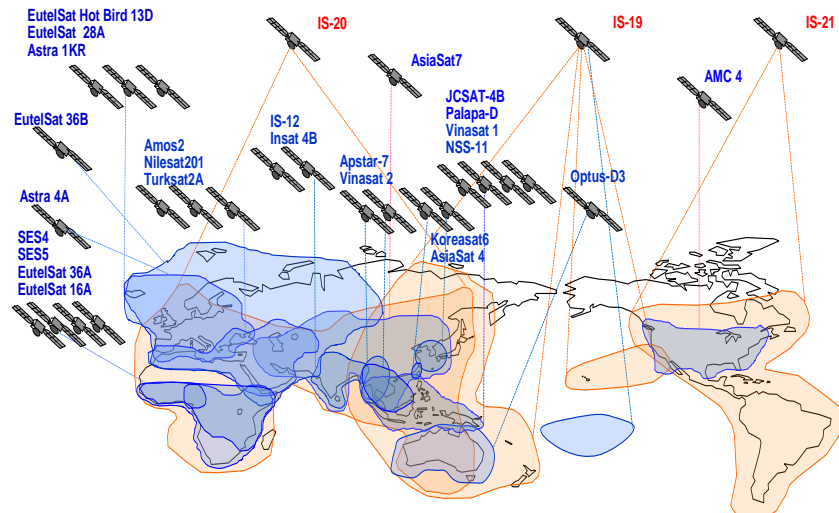
### 「NHKワールド・ラジオ日本」

- 全世界に向けて、18言語で放送
  - ※ 八俣送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の21か所の送信施設を利用して中継送信を実施
- 平成26年度NHK予算額：63.7億円
  - (うち、要請放送交付金：約9.6億円)

- (番組例)日本語番組
- ・ニュース
  - ・海外安全情報  
安全な海外渡航と滞在のための番組
  - ・地球ラジオ  
世界各地の日本人から寄せられる話題など、電話や電子メールで参加する双方向番組

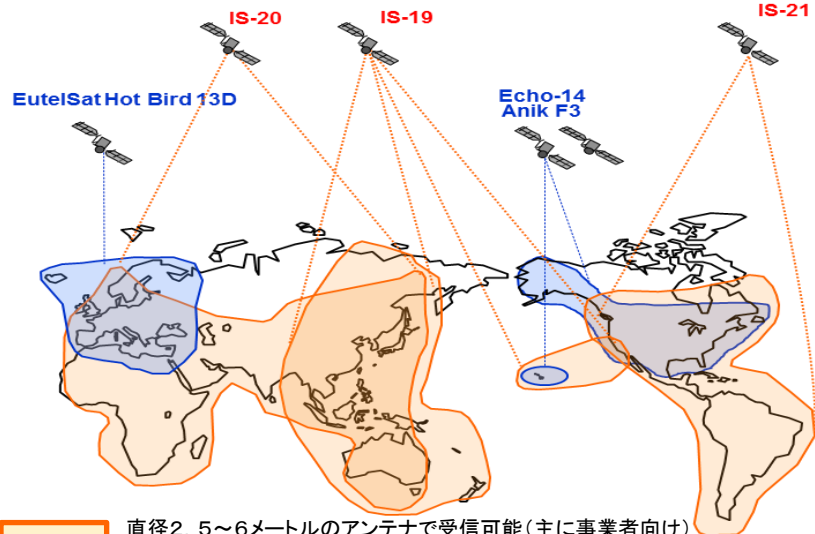
「NHKワールドTV」(外国人向け)

H26.8月末現在



「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

H26.8月末現在



- 直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)
- それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

# NHKワールドTVの番組構成

- ・ NHKワールドTVでは、1時間のうち前半30分(土日は10分)は「NEWSLINE」、後半30分は音楽、旅行、ライフスタイルなどを含む文化・情報やドキュメンタリー、科学などを放送
- ・ 6時間をひとつの単位として番組編成を行い、1日4回放送を繰り返している

平成25年度 月曜日番組表(平日の例) 平成26年度

平成25年度	月曜日番組表(平日の例)	平成26年度
8 <sup>30</sup>	NEWSLINE J-MELO	8 <sup>30</sup> NEWSLINE BEGIN Japanology
9 <sup>30</sup>	NEWSLINE Dining with the chef	9 <sup>30</sup> NEWSLINE Dining with the chef
10 <sup>30</sup>	NEWSLINE TOMORROW	10 <sup>30</sup> NEWSLINE TOMORROW
11 <sup>30</sup>	NEWSLINE SPORTS JAPAN	11 <sup>30</sup> NEWSLINE SPORTS JAPAN
		12 <sup>30</sup> NEWSLINE J-MELO
		13 <sup>30</sup> NEWSLINE The Mark of Beauty

×6/日

×4/日

基本編成を4時間枠から6時間枠に拡大し、番組ラインナップを拡充

## <主な番組>



・NEWSLINE  
毎日生放送されている  
ニュース番組  
※内容は毎正時更新



・Dining with the chef  
和食の智恵と真価を世  
界に広める料理番組



・TOMORROW  
海外の著名人が被災地  
を訪れて人々と交流する  
様子をとらえたドキュメンタ  
リー番組



・SPORTS JAPAN  
大相撲、柔道、剣道からラ  
ジオ体操まで、“日本ならで  
はのスポーツ文化”を様々  
な切り口で紹介するスポー  
ツ情報番組



・J-MELO  
いま、日本でいきいきと  
輝いている音楽の数々を  
紹介する番組



NHKワールドTV : ニュース・番組をライブストリーミングで提供。

NHKワールド・ラジオ日本 : ニュース・番組をライブストリーミングとオンデマンドでも提供。

◆ テレビとラジオ両方で、主要な携帯端末に対応した無料アプリ。

**ダウンロード数:テレビ・235.8万、ラジオ・25.8万** (平成26年6月末現在)

◆ ライブストリーミングの視聴回数は、平成26年4月からの3か月で約356万回。  
地域別では、日本、アメリカに加え、当期はタイから多くのアクセスを記録した。



NHKワールドTV  
(ライブストリーミング)

PC向け

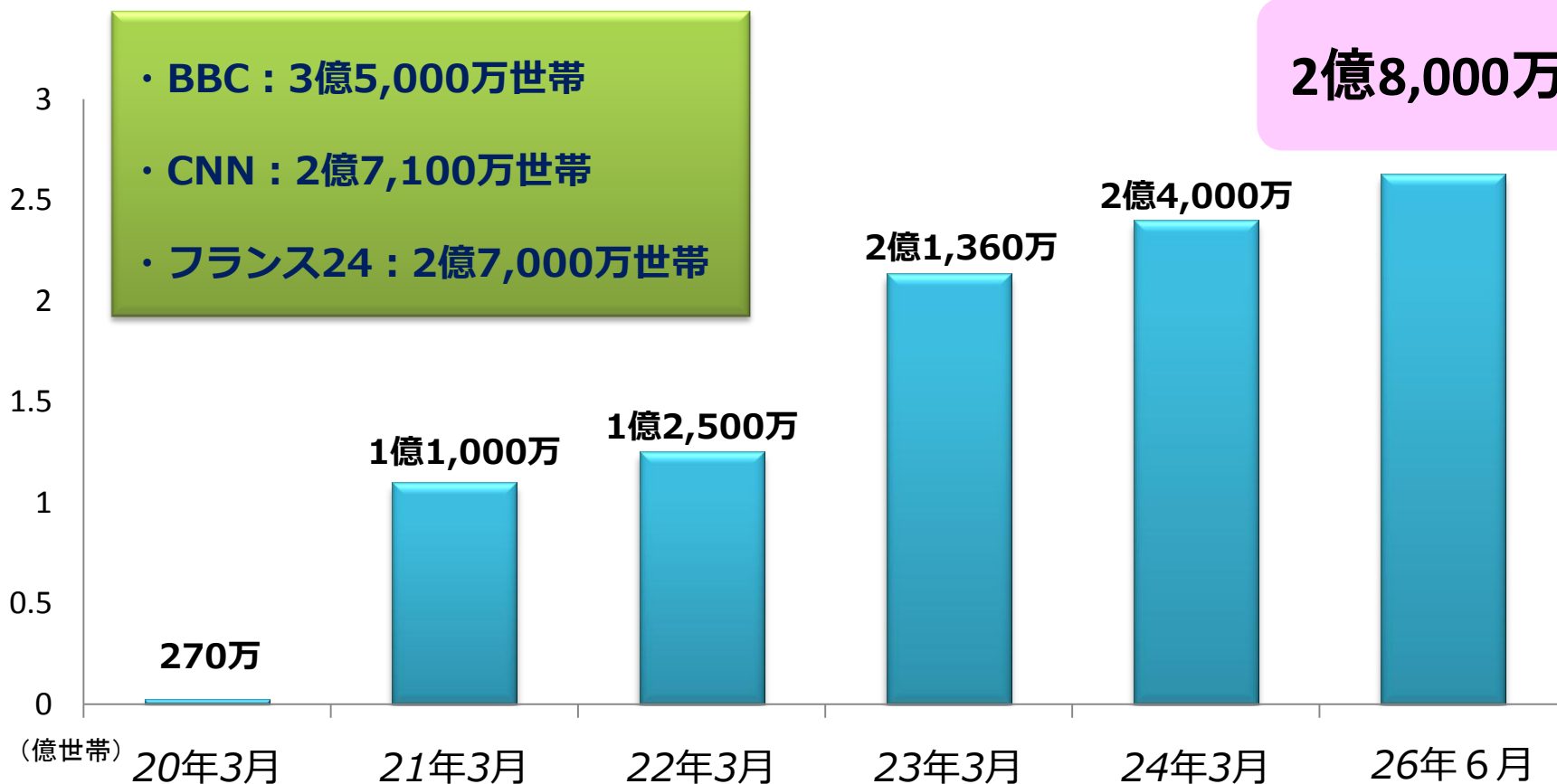


NHKワールド・ラジオ日本  
(ライブストリーミングとオンデマンド)



タブレット/スマホ向けアプリ

## 2億8,000万世帯が視聴可能に



スタート時と比べ、100倍に！



# JIBが契約している現地代理店・コンサルタントがある国・地域



## NHKワールドTVの国内ケーブルテレビ局への配信の現状

○ NHKは、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を、現在以下の22社の有線テレビジョン放送事業者等、約470万世帯に対して、当該放送と同時に提供中（平成26年10月1日現在）

ケーブルテレビ局	主な対象エリア
研究学園都市コミュニティケーブルサービス	【茨城県】つくば市
愛媛CATV	【愛媛県】松山市など
福井ケーブルテレビ	【福井県】福井市、池田町
さかいケーブルテレビ	【福井県】坂井市、あわら市
嶺南ケーブルネットワーク	【福井県】敦賀市
豊島ケーブルネットワーク	【東京都】豊島区
JWAY	【茨城県】日立市
南東京ケーブルテレビ	【東京都】品川区
東京ベイネットワーク ※	【東京都】中央区・江東区
上越ケーブルテレビジョン	【新潟県】上越市
四国中央テレビ	【愛媛県】四国中央市
NCT ※	【新潟県】長岡市
CTY	【三重県】四日市市
香川テレビ放送網	【香川県】坂出市、宇多津町
ケーブルネット鈴鹿	【三重県】鈴鹿市
アイキャン	【山口県】岩国市など
アイキャスト～ひかりTV（IPTV）	全国（NTT東日本、西日本フレッツ光提供区域）
中讃ケーブルビジョン	【香川県】丸亀市など
多摩ケーブルネットワーク	【東京都】青梅市、福生市、羽村市など
日本海ケーブルネットワーク	【鳥取県】鳥取市、倉吉市など
鳥取テレピア（いなばびよんびよんネット）	【鳥取県】鳥取市
J:COM ※	全国

※ 東京ベイネットワーク、NCT及びJ:COMにおいては、一部の番組のみを放送している。

## 主なテレビ国際放送の比較

国名		日本	イギリス		フランス	ドイツ	米国	カタール	中国	韓国	
事業者名		NHK	BBCグローバル ニュースリミテッド	BBC	フランスメディア モンド	ドイツ・ベレ	ターナーブロード キャスティング システム	アルジャジーラ	CCTV	KBS	アリラン 国際放送
サービス名		NHK ワールドTV	BBCワールド ニュース	BBCワールド サービス	フランス24	DW-TV	CNNインター ナショナル	アルジャジーラ・ イングリッシュ	CCTV-4ch CCTV News 等	KBSワールドTV	アリラン
開始時期		2009年	1991年	2008年	2006年	1992年	1985年	2006年	2000年 (CCTV News)	2003年	1997年
主な財源		受信料 政府交付金	広告料 視聴契約料	政府交付金 (2014年度以降は 受信許可料)	広告料 政府交付金	広告料 政府交付金	広告料 視聴契約料	政府交付金 広告料 視聴契約料	非公表 (広告料を一部財源と しているが、詳細は不明)	受信料 広告料	広告料 政府交付金
事業規模		約150.7億円	約137.6億円	約380.3億円 (ラジオを含む)	約323.2億円 (ラジオを含む)	約420.7億円 (ラジオを含む)	不明	不明	不明	約9億円	約45億円
政府交付金		約24.9億円 (25年補正+5億円)	—	約366.3億円 (ラジオを含む)	約308.6億円 (ラジオを含む)	約374.4億円 (ラジオを含む)	—	不明	—	—	約32億円 (放送基金を含む)
視聴 可能	エリア	約150国・地域	約200国・地域	中東・北アフリカ 地域	約177国・地域	不明	約200国・地域	約130か国	約100国・地域 (CCTV News)	約114国・地域	約188国・地域
	世帯数	約2億8000万 世帯	約3億6000万 世帯	約3940万 世帯	約2億5000万 世帯	約2億 世帯	約2億7100万 世帯	約2億7000万 世帯	約8500万世帯 (CCTV News)	約7500万 世帯	約1億1285万 世帯
使用言語		英語	英語	アラビア語 ペルシャ語	英語 フランス語 アラビア語	英語、ドイツ語 スペイン語 アラビア語	英語	英語	英語、中国語 アラビア語、フラン ス語、スペイン 語、ロシア語	朝鮮語	英語
番組編成		ニュース・ 情報番組中心	ニュース中心	ニュース中心	ニュース中心	ニュース ドキュメンタリー	ニュース中心	ニュース中心	ニュース中心	ドラマ・娯楽中心	ドラマ・娯楽中心

※ 上記データは、各放送事業者のHP(公称)や各種公刊物等を基に、可能な限り最新のデータを用いて作成したものである。

※ 概念や定義が国、事業者によって異なる可能性がある。

## B to B イベント連動型 総合プロモーション 例. サンフランシスコ

## アメリカ PBS年次総会 (サンフランシスコ)



NHKワールドTVを24時間再送信している地元のPBS局とレセプションを共催し、どーもくん（NHKワールドTVキャラクター）のクリエイターによるプレゼンテーションを実施



ブースを出展



イベントへの協賛

年次総会の開催期間中、地元のPBS局でNHKワールドTVのアート系番組を月一金のゴールデンタイムに特別編成してもらい、それを告知するメディアキャンペーンを実施。



地元のケーブルTVで30秒スポットを放送



業界紙に広告を掲載



ウェブサイトにバナーを掲載



- B to Bプロモーションは、イベント協賛やブース出展から番組の出演者がプレゼンテーションを行うレセプションの主催まで様々な手法で展開し、NHKワールドTVの配信先拡大につなげている。
- イベントの開催地域のPBS局でNHKワールドTV番組の特別編成を組んでもらい、それを地元メディアを使って集中的に告知するイベント・放送連動型プロモーションも実施。

# JIBにおけるプロモーションツールの制作・展開

## プロモーションビデオ

月2本制作



再送信事業者に  
送付



番組を紹介する  
30秒スポット

フランス free の  
プロモチャンネルで放映

## マンスリーハイライト（番組情報）

月1回発行



再送信事業者に  
送付



マレーシアABNの  
フェイスブックに掲載

## プレスリリース

随時発行



英語版のほか  
スペイン語版、  
ポルトガル語版  
を発行

メディアや  
再送信事業者に  
送付



記事を掲載したウェブサイト数：  
英語版 13 (Yahoo, Wall Street Journal含む)  
スペイン語版：5



○プロモーションビデオ(30秒)は、英語版のほかにフランス語、スペイン語、トルコ語、広東語、韓国語字幕版を制作し、160社以上の再送信事業者に送付。

○マンスリーハイライトは地域に合わせて時間帯別(UTC, HKT, EDT)に3種類制作し、140社以上に送付。スペイン語・ポルトガル語版は現地制作し150社以上に送付。



## テレビ国際放送の視聴実態調査

現地の概ね18歳以上の男女で、衛星、ケーブルテレビ等を経由してNHKワールドTVが視聴可能な人を対象に調査を実施（回答者数は概ね1000人）

- ① 国際チャンネルの名称認知：NHKワールドTVを含む国際チャンネルの名称を提示、知っているものを回答してもらう。
- ② NHKワールドTVを含む国際チャンネル名称認知者に、それぞれのチャンネルの視聴経験を質問した。

NHKワールドTVの視聴実態調査の結果（平成25年度）※NHKからの報告を基に作成

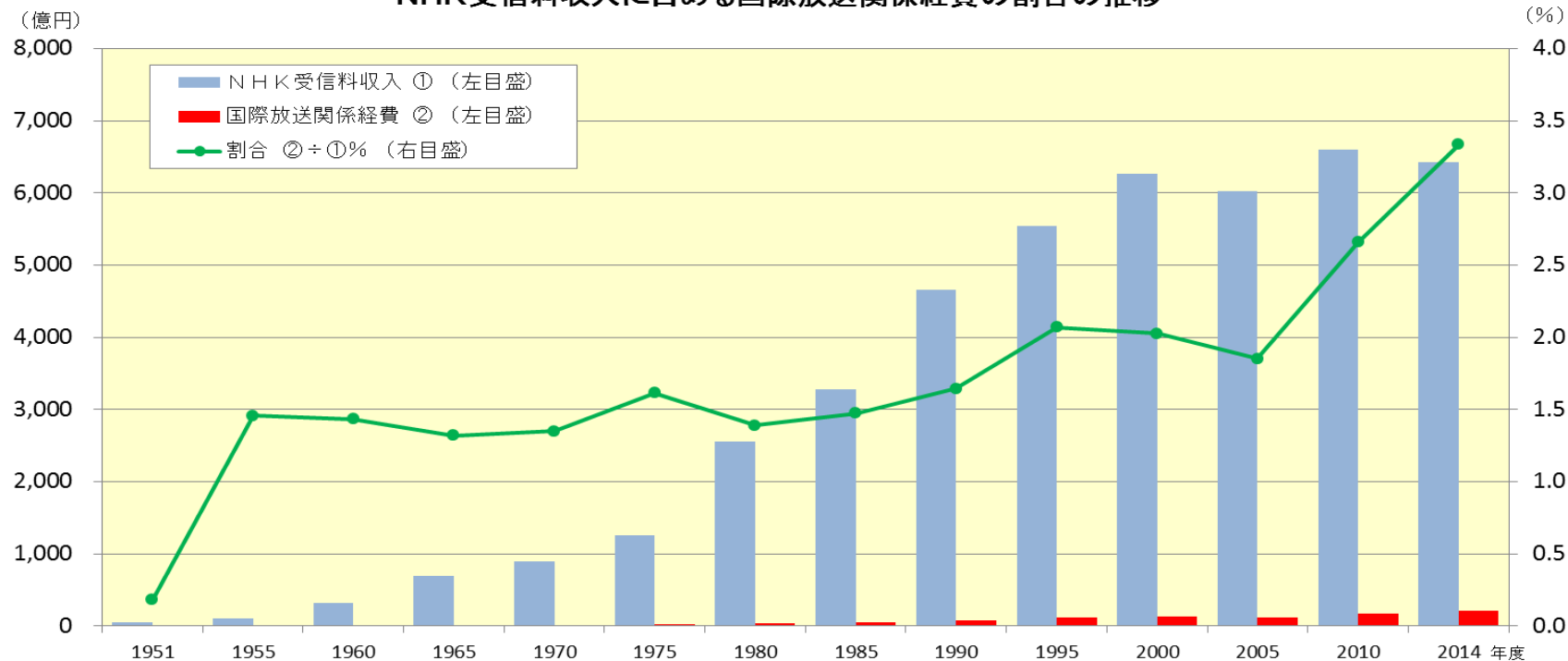
	チャンネル名称認知度 (%)							視聴経験 (%)						
	日本	イギリス	アメリカ	中国	カタール	フランス	韓国	日本	イギリス	アメリカ	中国	カタール	フランス	韓国
	NHK ワールド TV	BBC	CNN	CCTV	アルジャ ジーラ	France24	アリラン	NHK ワールド TV	BBC	CNN	CCTV	アルジャ ジーラ	France24	アリラン
イギリス	7.8	85.9	74.3	30.8	46.0	23.8	1.5	4.5	65.9	47.0	16.2	16.8	9.7	1.1
ワシントン	10.8	80.6	61.7	15.7	53.1	13.5	3.8	7.3	60.8	46.8	9.2	25.8	10.1	2.4
ニューヨーク	8.3	77.4	64.6	21.2	45.7	12.8	4.8	4.6	58.0	48.5	12.9	19.5	7.8	3.7
フランス	8.1	67.6	67.8	16.9	43.5	62.6	2.9	4.3	31.1	32.5	8.5	14.6	41.6	1.8
韓国	69.9	78.8	92.0	51.8	-	-	69.9	63.2	74.1	88.1	47.0	-	-	66.7
香港	59.0	70.9	66.7	69.8	29.3	16.4	12.9	49.8	63.8	60.5	60.7	21.9	13.7	10.0
ベトナム	23.0	30.9	46.9	19.3	-	14.4	37.2	17.0	28.0	43.0	16.8	-	12.1	33.8
シンガポール	39.7	76.8	77.6	59.3	18.4	7.6	34.7	28.3	65.3	66.0	48.6	12.2	5.6	21.7
バンコク	10.8	16.9	26.0	18.2	3.7	-	3.7	8.2	13.9	22.3	14.4	2.5	-	2.7
トルコ	8.9	40.6	44.9	3.7	22.3	3.1	2.1	4.4	29.7	33.3	2.3	11.5	1.9	1.3

注1) 韓国、バンコク、トルコについては平成24年度、ベトナムについては平成23年度の調査による

注2) 平成25年度の調査と平成24年度以前の調査では、調査方法等が異なるため、単純に結果を比較できないことに注意

## NHK国際放送関係費等の推移

NHK受信料収入に占める国際放送関係経費の割合の推移



年度	1951	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2014
NHK受信料収入(億円)	55	103	314	697	897	1,259	2,555	3,273	4,657	5,542	6,265	6,024	6,598	6,428
国際放送関係経費(億円)	0.1	1.5	4.5	9.2	12.1	20.3	35.5	48.2	76.5	114.6	126.9	111.5	175.4	214.4
国際放送交付金(億円)	0.1	0.8	1.0	1.3	1.4	3.4	9.4	12.4	17.2	18.7	19.7	22.7	34.1	34.6
国際放送関係経費/NHK受信料収入(%)	0.2%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	1.6%	1.4%	1.5%	1.6%	2.1%	2.0%	1.9%	2.7%	3.3%

※1951年ラジオ国際放送開始(命令放送も同時)

※1995年テレビ国際放送開始

※2007年テレビ国際放送で要請(命令)放送開始

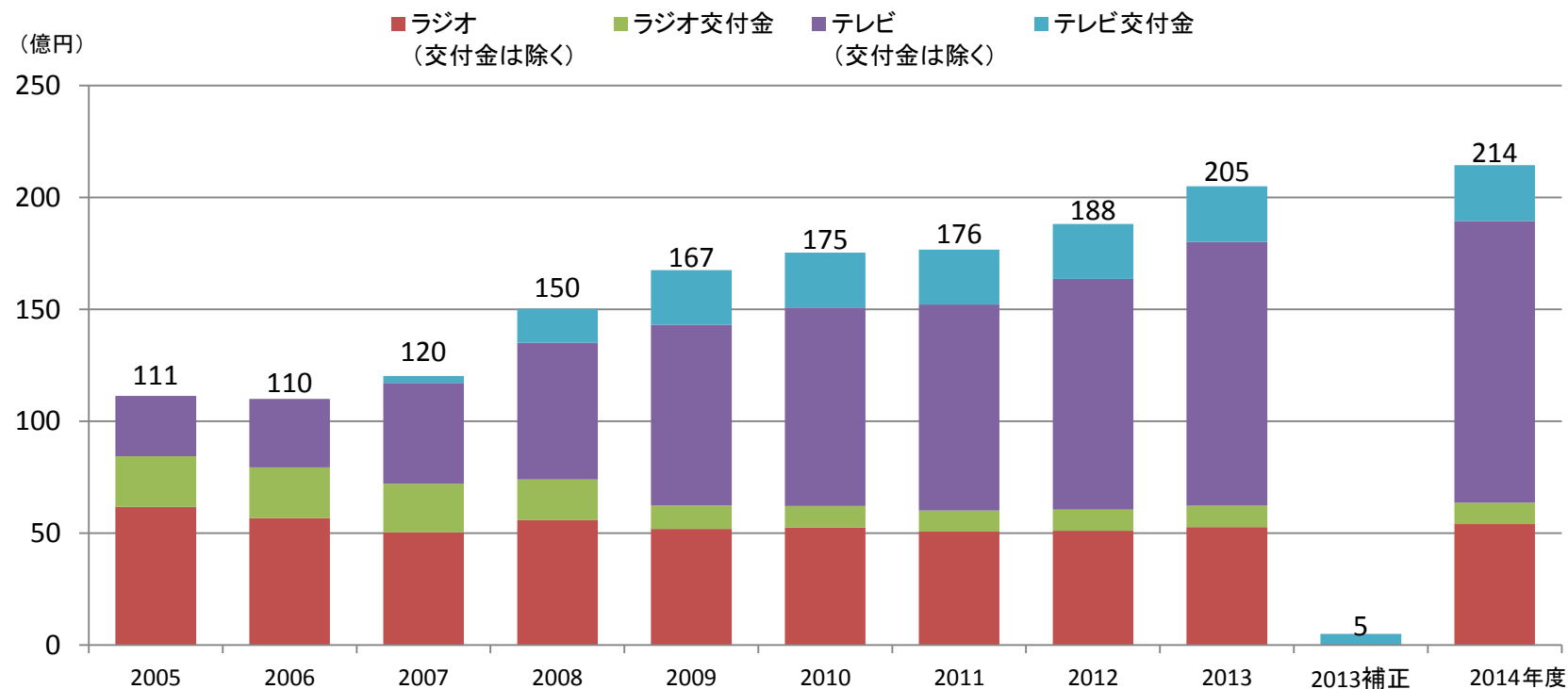
注)2014年度は予算額。

注)国際放送関係費については切り捨て、国際放送交付金については四捨五入。

注)2014年度の国際放送交付金は、平成25年度補正予算(約5億円)の一部を含めると合計約39.2億円

注)2014年度の国際放送関係費は税抜。

## NHKの国際放送関係費と政府交付金額の推移(過去10年間)



年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2013補正	2014
ラジオ国際放送関係費	84.5	79.4	72.1	74	62.4	62.1	60.2	60.6	62.3	—	63.7
うち交付金	22.7	22.6	21.6	18.1	10.5	9.5	9.5	9.5	9.5	—	9.6
テレビ国際放送関係費	27	30.6	48.1	76.3	105.2	113.2	116.5	127.5	142.7	—	150.7
うち交付金	—	—	3	15.2	24.5	24.5	24.5	24.5	24.8	5	24.9
国際放送関係費合計	111	110	120	150	167	175	176	188	205	—	214
うち交付金	22.7	22.6	24.6	33.3	35	34	34	34	34.3	5	34.6

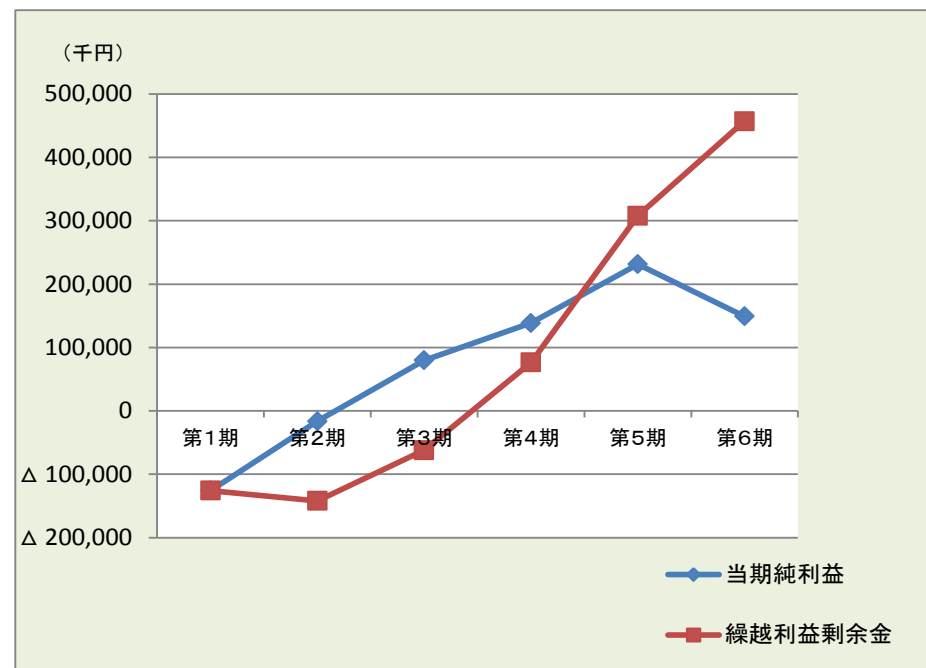
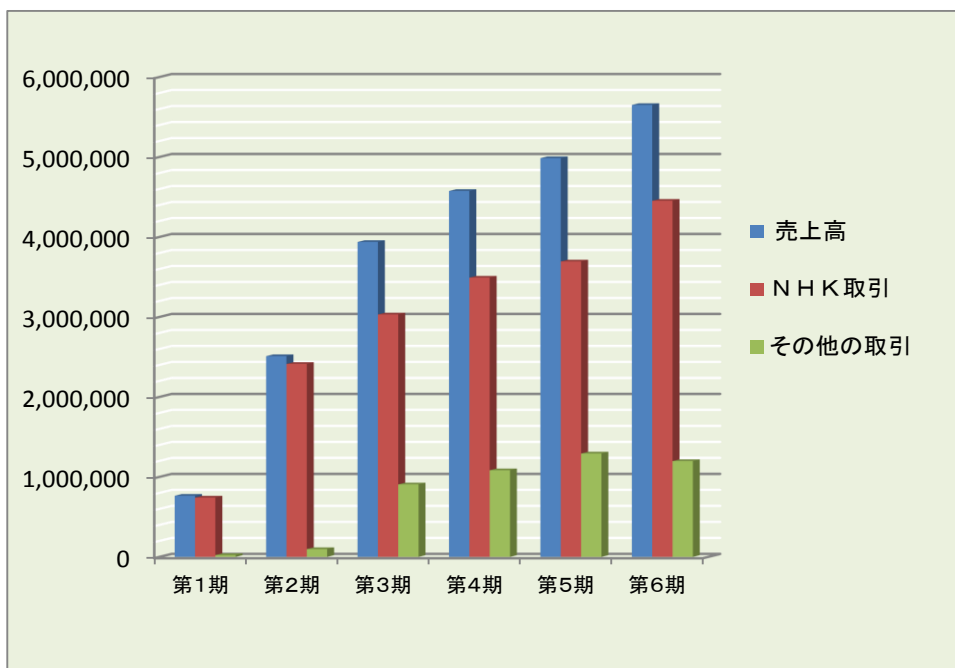
- ※ 2013年度までは決算額、2013年度補正及び2014年度は予算額。  
 ※ 国際放送関係費については切り捨て、交付金額については四捨五入。  
 ※ 2013年度決算額には2013年度補正予算の交付金(5億円)の一部が含まれている。  
 ※ 国際放送関係費については、2012年度以降税抜。



## (株)日本国際放送(JIB)の事業収支

(単位:千円)

区分 \ 年度	平成20年度 第1期	平成21年度 第2期	平成22年度 第3期	平成23年度 第4期	平成24年度 第5期	平成25年度 第6期
売上高	763,906	2,509,662	3,937,513	4,574,705	4,985,714	5,650,361
NHK取引	741,439	2,412,259	3,031,184	3,491,434	3,693,275	4,452,711
その他の取引	22,467	97,403	906,329	1,083,271	1,292,439	1,197,650
経常利益	△ 125,215	△ 14,711	92,738	261,344	329,866	248,385
当期純利益	△ 125,701	△ 16,283	79,806	138,647	231,329	149,282
繰越利益剰余金	△ 125,701	△ 141,985	△ 62,178	76,468	307,797	457,079



## 1. 設立の目的

放送コンテンツの海外展開により、クール・ジャパン戦略やビジットジャパン戦略をはじめとする国家戦略に基づく日本の成長の促進に寄与すること



## 2. 設立年月日

2013年8月23日

## 3. 構成

理事長	岡 住友商事・相談役(放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会 座長)
理事社	地上放送 NHK、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビ 衛星放送 スカパーJSAT、WOWOW 権利者団体 日本音楽事業者協会、日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会 関係業界 住友商事、伊藤忠、電通、博報堂、日本民間放送連盟

## 4. 当面の戦略

- ASEAN主要国で地上波等の効果的なメディアで放送枠を確保し、魅力ある日本の放送コンテンツを継続的に放送
- このために国家予算も最大限活用しつつ、官民連携オールジャパン・ワンチーム体制で取り組む
- 当面のターゲットとして、ASEAN6か国(フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、タイ)を重点的に諸活動を展開
- クールジャパン機構との連携を一層強化(同機構との間で業務連携に関する覚書を締結(2014年3月24日))

## BEAJを通じた放送コンテンツの海外展開

- 「放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業」(平成25年度補正予算)の一環として、以下のASEAN6か国の地上波テレビの効果的な放送枠を確保し、日本の放送コンテンツを継続的に発信するモデル事業を実施。
- 対象国との調整・交渉を実施した結果、BEAJの協力の下、下記の事業を採択することを決定。

**ミャンマー**

- ・地域活性化に資する既存番組を放送
- ・日本の有名番組を継続的に放送

**タイ**

- ・日本ポップカルチャーをテーマとした情報番組
- ・アニメソングによるクールジャパン・ビジットジャパンを効果的にアピールする番組
- ・タイの若者から見た日本の魅力をオムニバス形式で紹介する番組

**マレーシア**

- ・マレーシア人タレントが日本を旅する鉄道紀行番組を放送
- ・アジア3ヶ国の人気タレントが日本文化を体験する情報バラエティを放送

**ベトナム**

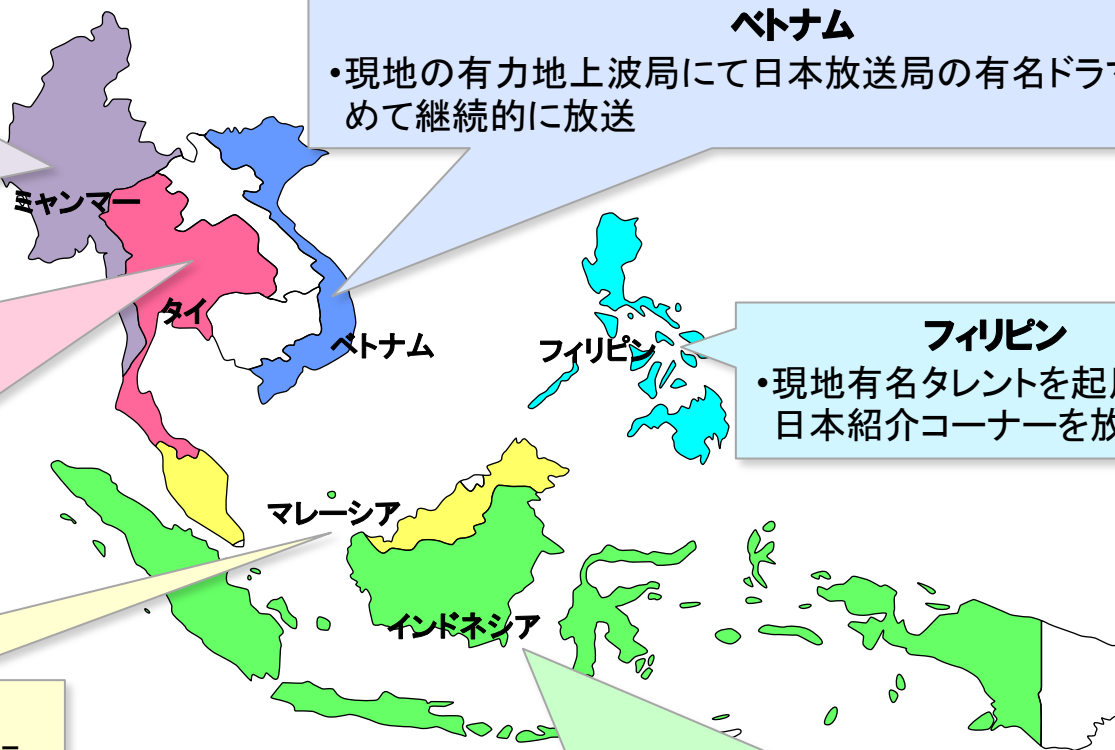
- ・現地の有力地上波局にて日本放送局の有名ドラマをまとめて継続的に放送

**フィリピン**

- ・現地有名タレントを起用した日本紹介コーナーを放送

**インドネシア**

- ・地方民放各局と連携してアジアの人気タレントが日本各地を紹介する旅・情報番組



## (参考①)マレーシアにおけるプロジェクト概要

○日時:平成27年1月～3月(全10話)毎週木曜日21:30～22:00

○放送局:8TV (Media Prima傘下の地上波放送局)



○概要

- ・マレーシア人の視点で日本の魅力を発信する番組「Welcome To The Railworld 日本編」を共同製作。
- ・全国9地方(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄)及び東京の観光スポットやグルメ・文化を、マレーシア人の番組ホストが鉄道を通じて紹介。
- ・観光庁・JNTOと協力してロケ地を選定。番組中で東北新幹線を取り上げることで日本の高速鉄道の長所をマレーシア側にアピール。



日本での撮影風景



番組で取材する新幹線

## (参考②) インドネシアにおけるプロジェクト概要

○日時:平成26年12月～3月(全13話) 毎週日曜日10:00～10:30

○放送局:ANTV(地上波)

○概要:

- ・インドネシア人気タレントであるJKT48がナビゲーターとなり、日本各地の魅力を紹介する旅&情報系バラエティ番組を共同製作。
- ・番組の製作に当たっては、日本のキー局及び地方局が演出等で系列の枠を越えて協力。



JKT48(AKB48の姉妹アイドル)

## (参考③)ミャンマーにおけるプロジェクト概要

### <プロジェクト①(伊藤忠)>

- 日時:平成26年12月～平成27年4月 毎週土・日曜日 17:00～18:00(ドラマ)  
平成27年1月～2月 毎週月曜日～金曜日 22:30～23:00(旅番組)
- 放送局:MRTV4(地上波)
- 日本テレビ、フジテレビ等において放送された人気ドラマや旅番組を放送。  
(「家政婦のミタ」、「PRICELESS」、「イタズラなKiss」、「たびばん」)

### <プロジェクト②(日本国際放送(JIB))>

- 日時:平成26年12月～平成27年3月 毎週火・木曜日19:20～19:50
- 放送局:MNTV(地上波)とSkynetTV(衛星)
- 日本の伝統文化、技術や、食等を紹介する番組を放送。  
(「MOSHIMOSHI にっぽん」、「ばら・す」、「日本!食紀行 / 学びEye」)





## 関係省庁との連携の例（タイにおける「J Series Festival」）

- 2014年11月、「国際ドラマフェスティバル in Tokyo」実行委員会主催の日本の放送コンテンツの 프로모ーションイベント「J Series Festival」をタイで開催。  
※日本のドラマ出演者やミュージシャン、アニソン歌手、タイの有名タレント等が参加。
- 同イベントの開催に合わせて、①タイで実施予定の3つのBEAJプロジェクトの記者発表を実施。
- 更に、②観光庁・JNTOが主催する「Visit Japan」イベントや、③JETRO・音楽業界団体が主催する「J POP Signature」も同時期に開催し、一連のイベントを「ジャパン・ウィークエンド(JAPAN WEEKEND)」と題して「観光」「音楽」「放送コンテンツ」のプロモーションの有機的な連携を図ったところ。



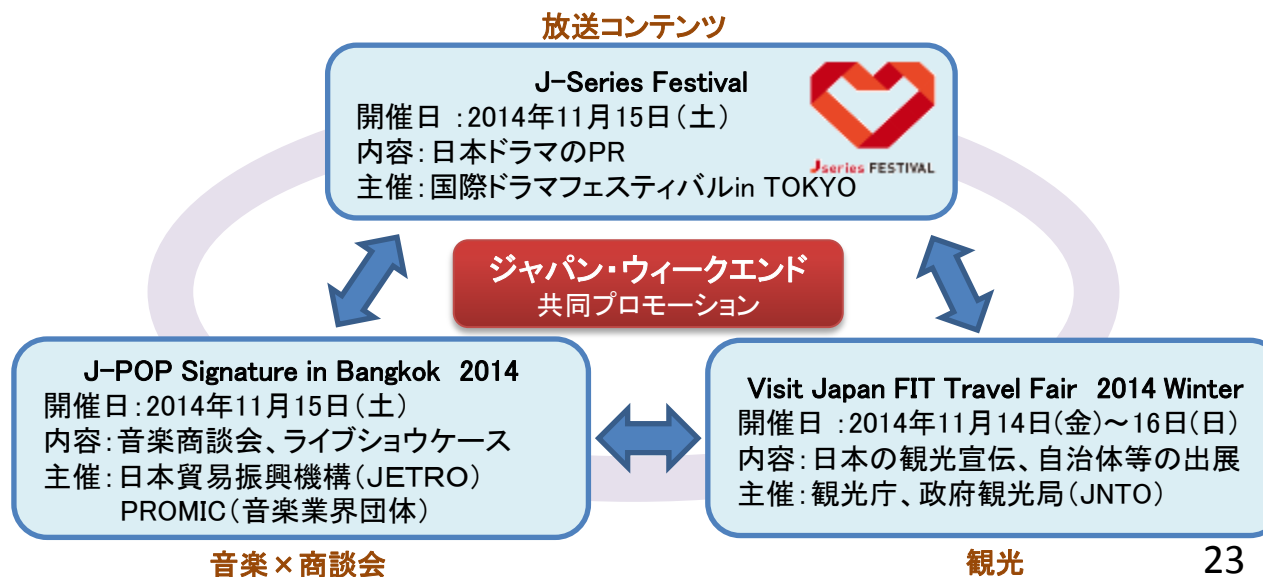
国際ドラマフェスティバル in TOKYO



2014年11月に開催された「J Series Festival」の様様

### <具体的な連携方法>

- ①相互のイベントチケットの提供
- ②各イベント内での他2者イベントの紹介
- ③出演アーティストの相互イベントへの参加
- ④Facebookページでの相互告知
- ⑤共同記者会見(日本・タイ)



# 別紙8-4 地方発の産業振興・地域活性化を目的とした放送コンテンツの発信

- 各地のローカル局や番組製作会社等が、地元自治体や地場産業等と連携しながら、地域資源を活用して産業振興や地域活性化を目的とした放送コンテンツを製作・発信するモデル事業を実施。



## テーマ:地域の農業・漁業、日本食文化

- 全漁連と連携し、各地の本当に美味しい魚(PRIDE FISH)を紹介する紀行番組(シンガポール)
- 地域の食材や日本食文化を発信する料理番組(ベトナム)
- 九州・沖縄のテレ朝系列局等と協力、九州の農業・食・グリーンツーリズムを紹介する番組(タイ)



## テーマ:ビジット・ジャパン戦略 (日本への外国人観光客誘致)

- 観光・留学をテーマに各地を紹介するドラマ仕立ての情報番組(インドネシア)
- イベント、小売、機内誌と連動し、瀬戸内の魅力を発信する旅番組(フィリピン・タイ)
- 各地の食材・産品・観光を発信するドキュメンタリー番組。関連物販・電子書籍も展開(中国、フィリピン)
- 北海道の観光・農産品・食を紹介する番組。イベントや現地小売と連動(タイ・マレーシア・ベトナム)
- 九州・沖縄のテレ朝系列局等と協力、九州の農業・食・グリーンツーリズムを紹介する番組(タイ) [再掲]
- イベントと連動。四国4局が連携し各県の魅力を発信する旅番組(台湾)



## テーマ:日本文化の普及 (伝統文化・ポップカルチャー・スポーツ)

- 地域ミュージカル出演者と外国人によるドキュメンタリー風紀行番組(シンガポール)
- Jリーグに挑戦する現地選手にフォーカスし、日本の魅力を伝える番組(インドネシア・ベトナム)
- 教育バラエティを通じて、日本の魅力を発信する番組(インドネシア・カンボジア)
- 中部・北陸エリアをアニメ等を利用して紹介する番組(インドネシア等)
- 日本文化等を取り上げた情報番組(タイ)



## テーマ:周辺産業への波及 (地域産品・地場産業の展開)

- 【寒冷地技術・環境対策技術】道内企業のビジネスや先端技術を取材する番組(モンゴル)
- 【小売・物販】北海道の観光・農産品・食を紹介する番組。イベントや現地小売と連動(タイ・マレーシア・ベトナム) [再掲]
- 【食品・酒・化粧品】現地人気タレントが来日し、新潟・神奈川の魅力を紹介する番組(ベトナム)
- 【美容・物流】関経連、関西の複数局が協力し、関西の観光や美を発信する番組(タイ・台湾)





## 海外のホテルにおけるNHKワールドTVの視聴環境

 (英語) 配信事業者を通じた 契約数	アメリカ	約700ホテル 約30万室	※これ以外に、 基幹衛星からの 直接受信や、 地元のCATV・IPTV 事業者から配信を 受けるホテルも ある模様
	アジア (21か国・ 地域)	約150ホテル 約4万4,000室	
[参考]  (日本語)	71か国・ 地域	3,163ホテル 約81万室	

(平成26年6月末現在)

**調査概要****【調査対象地域】**

アメリカ(ワシントン)、イギリス、フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、インドネシア、シンガポール、ブラジル、ペルー、パラグアイ(計11カ国)

**【調査項目】**

(他の主要国テレビ国際放送と比較して、)NHKワールドTVの認知度や評価、期待する点について調査

**【調査対象・人数】**

対象地域の財界人、学者、シンクタンク、政府関係者等の合計30名

**1. 国際放送の認知度**

- 自宅及び海外出張先において、普段見ている国際放送としてBBCワールドニュース及びCNNインターナショナルを挙げている有識者が多数。
- BBCワールドニュースやCNNインターナショナルは世界の情報を得るために視聴している有識者が多い。一方、NHKワールドTVを視聴したことがある有識者は30名中17名であり、その主な理由は日本の情報を得るためとの回答。

**2. 有識者からの主な意見****(1)他国際放送に関する意見**

- ドイツェヴェレも知名度の点で各国で苦戦しており、コスト面や視聴のしやすさからインターネット中心に切り替わっているようである。(ドイツ政府関係者)
- CCTVは日本のことを触れる際に必ず戦争を絡ませており、古い日本ばかり見せようとしている。現在の日本の姿を見せて今は違っているということを強調すべき。(ドイツ学者)
- CNNは24時間リアルタイムでニュースを伝えることに注力する結果、報道に値しない内容を報じることが少なくないという印象。(フランス政府関係者)

## 在外公館等を通じた有識者ヒアリングの結果②

### (2)NHKワールドTVの評価(良い点・悪い点)

#### 【良い点】

- CCTVのような、やや偏向した内容ではなく、効率・中立性が高い。(アメリカ法曹関係者、ドイツ学者)
- 幅広いジャンルの様々な番組がある。(シンガポール政府関係者)
- 正確で最新の情報を伝えており、事実関係の報道にフォーカスしている。(ドイツシンクタンク、シンガポールシンクタンク)

#### 【悪い点】

- 想定している視聴者像が不透明で何を目的とした国際放送なのかわからない。(インドネシア政府関係者)
- ニュース時間が固定されており、見逃すとフォローできない。(ドイツ学者)
- チャンネル数が膨大な衛星放送の中で、どのチャンネルでNHKワールドが放送されているかわからず探すのに苦労した。視聴方法の宣伝をすべき。(ドイツ政府関係者)
- ニュースの際に著作権の関係で音声だけになるときがある。(ペルー学者)

### (3)NHKワールドTVに期待する点

- 自国語での放送(字幕)があると良い。(ドイツ政府関係者、ドイツ学者、パラグアイ財界人)
- 現在の視聴者層や地理的な視聴範囲を的確に把握すべき。視聴者像に合ったコンテンツの選定をすべき。(アメリカ法曹関係者、インドネシア政府関係者)
- 日本のソフトパワー(アニメ、漫画等)を生かした若者向け番組を強化すべき。(アメリカシンクタンク)
- 世界の事件事故に対する日本の考え方を発信すると良いであろう。(スイス政府関係者)

## 在外公館等を通じた有識者ヒアリングの結果③

### (3)NHKワールドTVに期待する点(つづき)

- CCTVなどは相当なバイアスがかかっているため、日本から公平中立な情報発信が必要。(アメリカシンクタンク、ドイツ政府関係者)
- アジアの情報ハブになってほしい。日本及びアジアに関するニュース(政治・経済等)を放送すべき。(アメリカ法曹関係者、イギリスコンサルタント、イギリス財界人、フランス政府関係者、ドイツコンサルタント、ドイツ学者、ベルギー政府関係者、ブラジル政府関係者、ブラジルメディア関係者、ペルー学者)
- 英語による世界のヘッドラインや、日本の政治家・有名人に対するインタビューを含む定時ニュースを期待。(イギリス政府関係者)
- NHKワールドニュースに外国人ゲストとの対話型の報道を取り入れるとベター。また、各支局からレポーターを出演させ、その国で日本が取り組んでいることを伝えると良い。(アメリカシンクタンク)
- 東京や大阪以外のあまり知られていない地方を紹介してほしい。(アメリカ法曹関係者、アメリカシンクタンク、シンガポール政府関係者)
- インターネットは情報が氾濫しており、日本のどこに何があるのか情報がなかなか得られない。NHKワールドTVには日本のどこに何があるのかを紹介する番組が増加すると良い。(ドイツ政府関係者)
- 日本の現在の姿をありのままに放送してほしい。現在の番組は伝統芸能や歴史等ばかりであるが、海外のビジネスマンは日本の政治・経済に興味がある。(ドイツ学者)
- 日本文化等の紹介番組は、日本の番組をそのまま翻訳するだけでは日本の習慣が理解されない点もあるため、何らかの解説の追加が必要。(パラグアイ政府関係者)
- NHK World TVの認知度を高める必要がある。例えばワシントンポスト紙などにNHKの広告や対外発信の取組を掲載してみなどの方法があるのではないか。(アメリカ法曹関係者、アメリカシンクタンク)

## 施策概要

テレビ国際放送（NHKワールドTV）の充実強化を図るため、以下の取組を実施する。

### ①多言語化の実現に向けた実証

現在、「NHKワールドTV」は、外国人向けテレビ国際放送として、英語での放送及びインターネット（ライブストリーミング）において情報を発信している。日本のプレゼンスを一層高め、その魅力や考え方を広く海外へ発信し、日本を好きになってもらうため、英語以外の言語による多言語化の実証を行う。

### ②認知度向上に向けたプロモーション活動の推進

上記①の実証の実施も含め、NHKワールドTVの重点的なPRを行う。

## H26補正予算 所要額

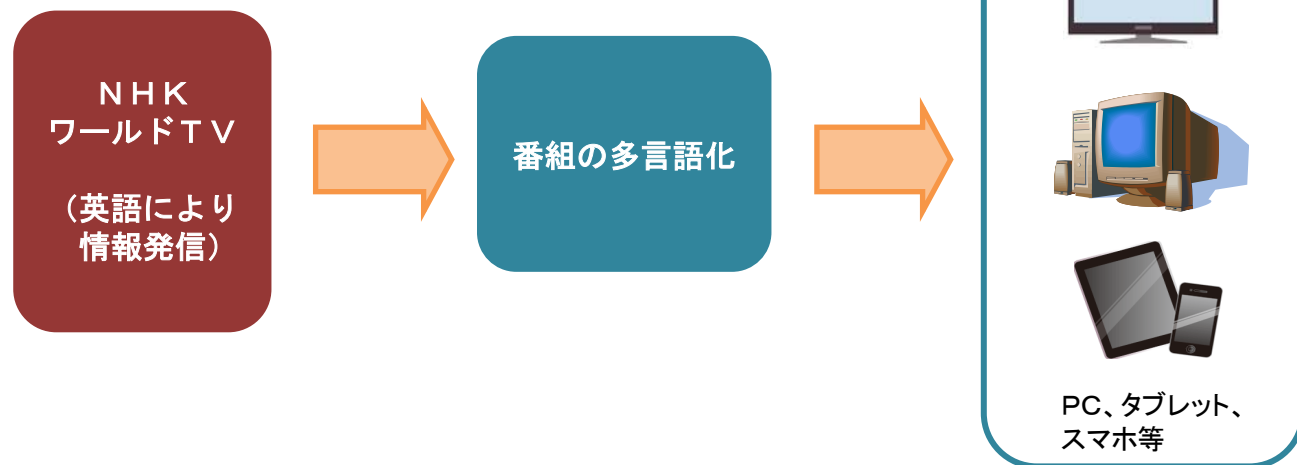
# 3.9億円

（①2.9億円、②1億円）

- NHKのテレビ国際放送の要請放送交付金として交付（放送法第65条第1項・第67条第1項）

### 【多言語化実証のイメージ】

<対象言語> 国連公用語6か国語のうちの複数言語



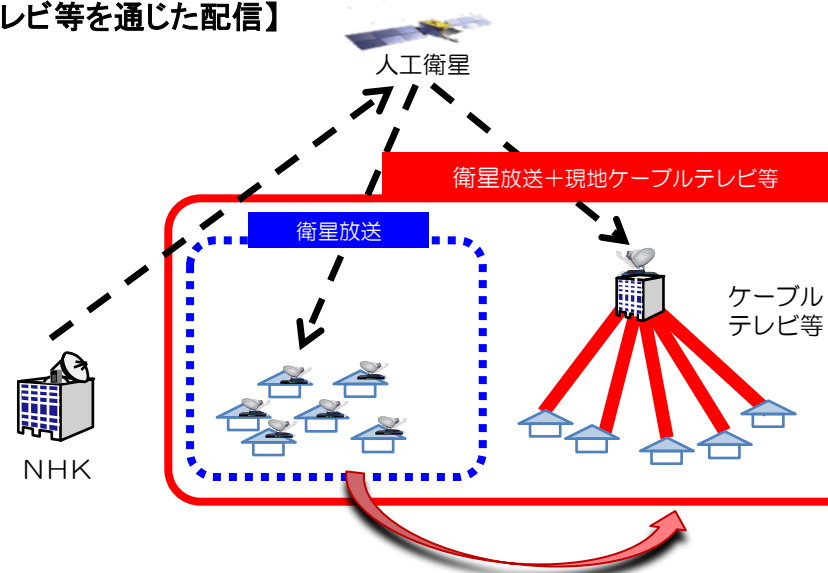
## 施策概要

- 放送法の規定に基づき、NHKに国際放送を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を促進する。
- 特に、テレビ国際放送の充実を図るため、これまでの衛星放送を中心とした配信に加え、現地の視聴実態に合わせて、ケーブルテレビ等を通じた配信を推進する。

**H27予算(案)**  
**35.4億円**  
 (0.9億円増額)

- NHKのテレビ国際放送の要請  
 放送交付金として交付(放送法第6  
 5条第1項・第67条第1項)

【現地ケーブルテレビ等を通じた配信】



あらゆる配信手段を通じて、テレビ国際放送の視聴環境を整備

- 「『日本再興戦略』改訂2014」等を踏まえ、海外における通信・放送インフラ事業に対し、我が国事業者の参入促進を図るため、出資や事業参画等の支援を行う機関を創設。

【事業規模270億円、産業投資200億円】

## 背景

- 世界のICT投資は今後も増加が見込まれるが、日本企業はグローバル市場で苦戦。
- 今後は、製品単体の売切りではなく、製品・サービス・オペレーション等を含めた「パッケージ」での海外展開に活路を開ける可能性。
- ICTインフラの整備は、長期的にはリターンが期待できる反面、大きな初期投資、運営段階の需要リスクや突然の制度変更などの政治リスクが存在し、民間だけでは進出を躊躇。

## 施策概要

日本企業が海外に現地法人を設立するなどして、通信・放送インフラの整備をはじめ、運用、コンサル等を「パッケージ」で一体的・総合的に行う事業に対し、以下を通じて支援を行う。

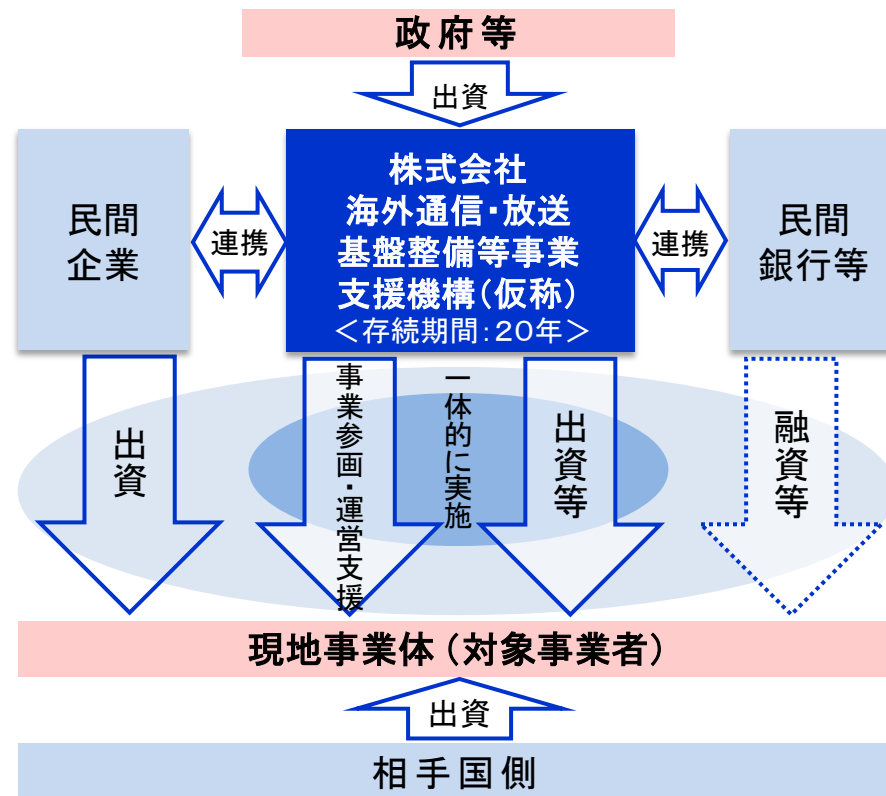
- 出資（民間との共同出資）
- 事業参画・運営支援  
（相手国政府との交渉、通信・放送分野の専門家派遣、通信ネットワーク整備と放送コンテンツ配信のマッチング等）

「『日本再興戦略』改訂2014」中短期工程表

（平成26年6月24日 閣議決定）

4. 世界最高水準のIT社会の実現 < ITを利用した安全・便利な生活環境実現 >

・・・国際展開に資する資金供給の仕組みの整備等、機動的で実効的な官民連携体制を構築



<想定されるプロジェクト>

- 通信事業者やケーブルテレビ事業者が使用する光ファイバ網の整備・貸出・運用
- 衛星を活用した地デジ中継網の整備・運用 等

# その他参考資料



# 要請放送制度

## 1 制度の概要

(1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる。

### ○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上(政府交付金)。(平成26年度予算額は、テレビ:約24.9億円、ラジオ:約9.6億円。)

## 2 要請内容

### ○テレビ国際放送

次の事項を指定して、外国人向けテレビ国際放送の実施を要請。

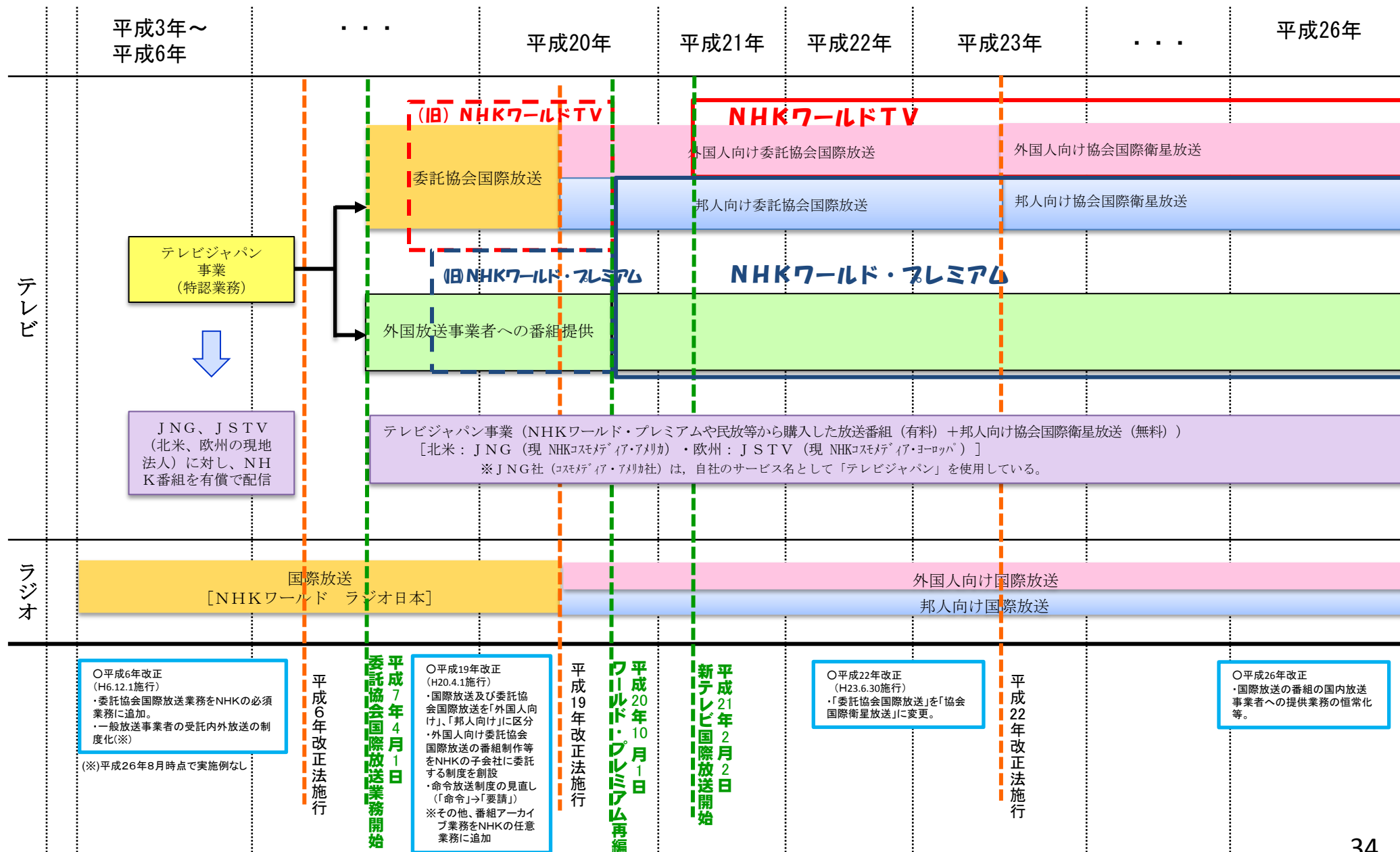
- ①放送事項：次の事項に係る報道及び解説。
  - ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
  - イ 国の重要な政策に係る事項
  - ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
  - エ その他国の重要事項
- ②対象言語：英語(ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない)。
- ③放送区域：北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

### ○ラジオ国際放送

次の事項を指定して、邦人向け及び外国人向けラジオ国際放送の実施を要請。

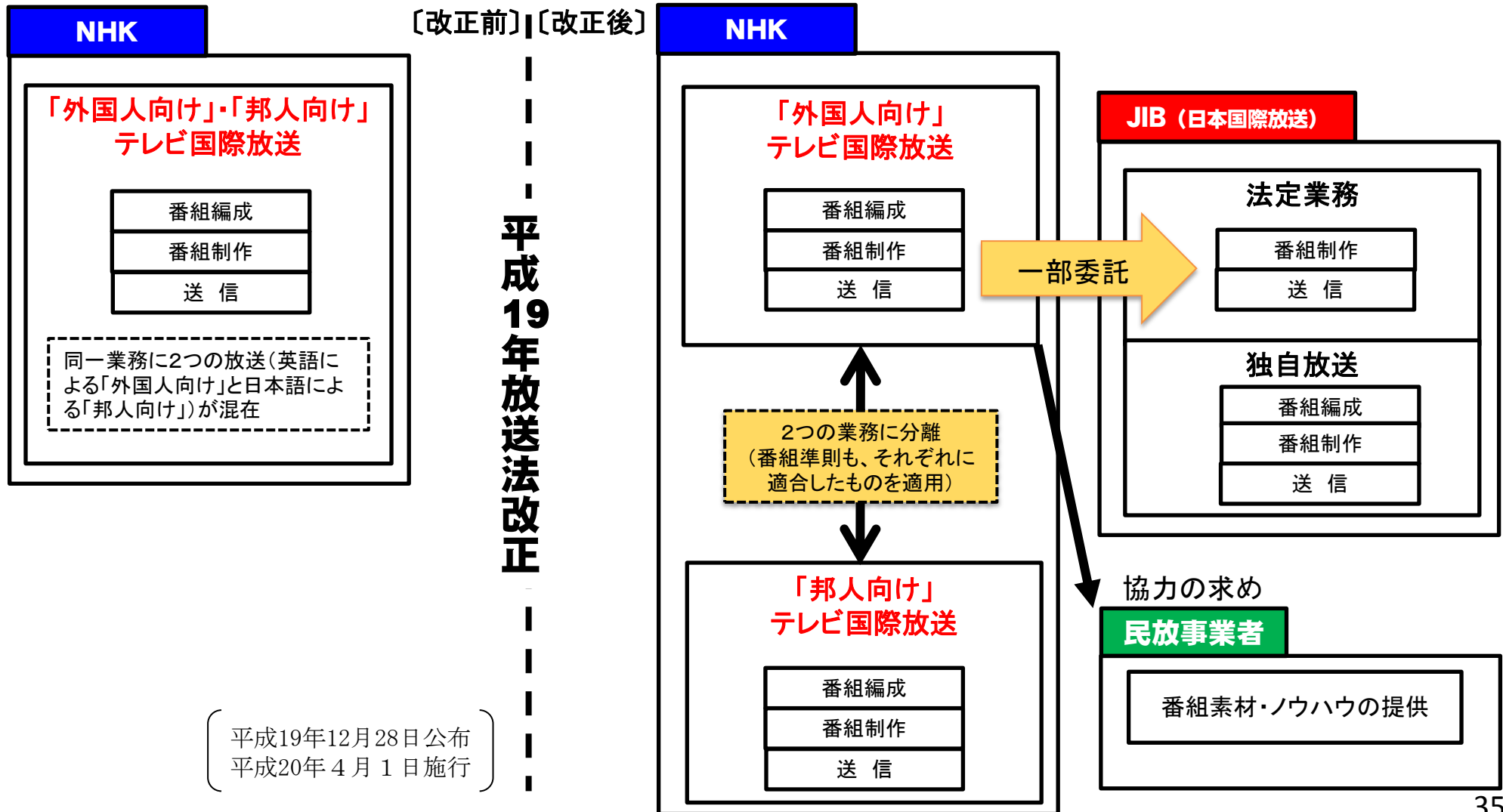
- ①放送事項：(1) 次の事項に係る報道及び解説。(テレビ国際放送のア～エと同じ。)  
(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。
- ②対象言語：日本語・中国語・朝鮮語の3言語。
- ③放送区域：中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

# 国際放送の制度の変遷と経緯



# 平成19年改正の概要(国際放送関係)

- 我が国の対外情報発信力を強化するため、NHKのテレビ国際放送の業務を「外国人向け」と「邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。
- 外国人向けテレビ国際放送について、番組制作等をNHK子会社に委託する制度を設ける。



# 平成19年改正の概要(国際放送関係)

	平成19年放送法改正後	平成19年放送法改正前
「邦人向け」「外国人向け」と分離	<p>(業務)</p> <p>第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。</p> <p>五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第九条 (同左)</p> <p>一～三 (同左)</p> <p>四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。</p> <p>2～9 (同左)</p>
J・Bへの委託	<p>(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)</p> <p>第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。)として保有しなければならない。</p> <p>一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。</p> <p>二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。</p> <p>2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	
民放事業者への協力の求め	<p>第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務(第九条の二第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。)を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。第三項において同じ。)に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	
放送番組基準への適合	<p>(放送番組の編集等)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにならなければならない。</p> <p>5 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。</p>	<p>(放送番組の編集等)</p> <p>第四十四条 (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>4 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにならなければならない。</p>

# 放送法(昭和25年法律第132号) 抜粋①

## (目的)

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

## (放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

## (目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

## (業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～三 (略)

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること(前号に掲げるものを除く。)

五～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3～6 (略)

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8・9 (略)

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 (略)

## (外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十一条第二項において同じ。)として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たつては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

## (国際放送の実施の要請等)

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

## (国際放送等の費用負担)

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(放送番組の編集等)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようしなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようしなければならない。

6 (略)



# NHKの国際番組基準

制定 昭和34年7月21日

改正 平成6年11月22日、平成20年4月1日、平成23年6月30日

## 目次

### 第1章 一般基準

### 第2章 番組編成の基準

### 第3章 各種放送番組の基準

#### 第1項 報道番組

#### 第2項 インフォメーション番組

#### 第3項 娯楽番組

### 第4章 訂正

日本放送協会は、放送法の定めるところにより、わが国を代表する国際放送機関としての自覚のもとに、外国人向けおよび邦人向け国際放送および協会国際衛星放送を通じて、諸外国のわが国にたいする理解を深め、国際間の文化および経済交流の発展に資し、ひいては国際親善と人類の福祉に貢献するとともに、邦人に適切な報道および娯楽を提供するため、次のとおり外国人向けおよび邦人向け国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の編集の基準を定める。

#### 第1章 一般基準

- 1 編集にあたっては人権を尊重し、自由と民主主義とを基調とする。
- 2 内外のニュースを迅速かつ客観的に報道するとともに、わが国の重要な政策および国際問題にたいする公的見解ならびにわが国の世論の動向を正しく伝える。
- 3 外国人向け国際放送および協会国際衛星放送（以下「外国人向け放送」という。）にあつては、ひろくわが国の文化、産業等の実情を紹介する。
- 4 邦人向け国際放送および協会国際衛星放送（以下「邦人向け放送」という。）にあつては、邦人に適切な情報と安らぎを与える。
- 5 放送番組の編集にあつては、「国内番組基準」の「第1章 放送番組一般の基準」を準用する。ただし、外国人向け放送については、第4項の2、第6項の1、第7項、第11項の2、第14項を、邦人向け放送については、第4項の2、第7項、第14項をのぞく。

## 第2章 番組編成の基準

- 1 各種放送番組の相互の調和を保つよう努める。
- 2 それぞれの地域の政体・民族・宗教・風俗習慣などの特殊性を考慮する。

## 第3章 各種放送番組の基準

### 第1項 報道番組

- 1 ニュースは、事実を客観的に取り扱い、真実を伝える。
- 2 解説・論調は、公正な批判と見解のもとに、わが国の立場を鮮明にする。
- 3 わが国の世論を正しく反映するようにつとめる。

### 第2項 インフォメーション番組

政治・経済・社会・文化・芸能・科学・観光など、ひろくわが国や世界の実情を紹介して、わが国や世界にたいする正しい認識をつちかうことを旨とする。

### 第3項 娯楽番組

品位のある健全な娯楽を提供する。

## 第4章 訂正

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

## 付 則

この基準は、平成23年6月30日から施行する。